

事故などにあって負傷したとき 共済組合にご連絡をお忘れなく！

第三者加害行為

組合員や被扶養者の方が交通事故、他人からの暴力行為など「第三者加害行為」により負傷した場合の治療費は、原則として相手方（加害者）の負担になります。

ただし、下記に該当する場合などは、共済組合で手続きを行うことで組合員証を使用して治療を受けることができます。**組合員証を使用するときは、速やかに共済組合に連絡をしてください。**

- 相手が不明な場合
- 治療費をただちに相手に負担させることが困難な場合

組合員証を使用して治療を受ける場合

- ① 共済組合に連絡する
 - 組合員証番号、被害者、加害者、事故日、事故の状況、警察の介入、示談の状況、ケガの程度、受診医療機関などを確認します。
- ② 組合員証を使用して治療を受ける
- ③ 共済組合に所定の書類を提出する
- ④ 治療終了後、「治ゆ報告書」を提出する

留意点

- 共済組合が加害者に代わって医療機関に支払った治療費などは、後日、共済組合から加害者に請求（求償）することになります。そのため、「損害賠償申告書」「交通事故証明書」等の書類を**組合員側の過失の有無に関わらず**提出していただきます。
- 示談をする場合は、事前にご連絡ください。示談の内容によっては、共済組合が費用を加害者に請求できなくなり、組合員に請求することになります。

公務災害・通勤災害

組合員が公務中や通勤途中に発症した傷病で治療を受ける場合、原則として組合員証を使用することはできません。これらの療養に係る費用は、地方公務員災害補償基金または労働基準監督署のどちらかが負担することとなっています。公務に関わる状況で怪我や病気を発症し治療を受ける際は、医療機関に対し「公務中の受傷」であることを説明したうえで、会計時には組合員証を使わず、医療機関の指示に従って会計をしてください。

やむを得ず組合員証の使用を必要とする場合や、誤って使用してしまった場合は、速やかに共済組合に連絡をしてください。

同時に、公務災害・労働災害の申請手続きも速やかに行ってください。

留意点

- 労働者災害補償保険法の適用を受ける学校等で勤務する会計年度任用職員の方は特にご注意ください。医療費の全額を組合員が自己負担した状態でないと、労働基準監督署は労災保険請求を受理できないため、組合員証を使用してしまうと清算のためかえって時間がかかります。

※組合員証を使用できる場合

- ① 公務上の傷病であることが明らかでない場合で、公務災害・労働災害認定請求中である場合 → 組合員証使用届など所定の書類を提出し、認定結果は速やかに報告してください。
- ② 公務災害・労働災害申請手続きを進めたが、結果的に認定されなかった場合
- ③ 上記の場合以外で共済組合が使用を認めた場合

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827